

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

家計急変

(表)

京都府奨学のための給付金のご案内

R5年度
概要版

- 授業料以外の教育費(教科書費・教材費・学用品費・通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- 返済する必要のない給付金です。

注

保護者等(親権者全員)の令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、「一部早期給付申請2回目含む」で申請してください。

◆ 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)に令和5年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和5年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- ③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
- ④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けていないこと(母子生活支援施設の高中生等を除く。)
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制の場合は4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算4回(定時制・通信制の場合は6回)以上給付を受けていないこと。

※1 基準日

7月1日までに家計急変が発生

7月1日

7月2日以降に家計急変が発生

家計急変発生日等

※2 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
年収見込(会社員) ※3	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,001円 未満	4,137,501円 未満
所得見込(自営業) ※4	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下	2,870,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額－必要経費)のことです。

裏面もご覧ください

◆ 申請について

国公立高校の生徒の保護者等（親権者全員）が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を提出していただきます。
 詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

申請時の添付書類	
家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類	家計急変前の収入が確認できる書類
家計急変後の収入が確認できる書類	保護者等の扶養親族等全員分の健康保険証（写）

◆ 家計急変の確認について

上表の添付書類により、家計急変発生後1年間の保護者等（親権者全員）の年間収入を推計し、「保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

◆ 給付額について

世帯状況（※全：全日制、定：定時制）	給付年額	家計急変の給付額
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	117,100円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和6年3月までの月数」に応じて月割支給となり、左の年額とは異なる給付額となります。
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) (15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合)	143,700円	
住民税所得割非課税(通信制・専攻科)	50,500円	

◆ 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金	母子家庭奨学金
京都府高等学校等修学資金	京都府高校生給付型奨学金
交通遺児奨学金	

◆ 問い合わせ先（※私立高校分は京都府文化生活的部文教課(075-414-4516)が所管しています。）

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話075-574-7539）